

赤い羽根共同募金助成金事業

令和9年度 小地域福祉活動推進指定事業 実施要綱

◆目的

地域住民の誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを、住民主体で継続して取り組める活動となるように、区民と若狭町社会福祉協議会（以下：本会）が協働で、その集落に合った取り組み方を検討しながら指定期間中に新たな活動と、その基盤となる組織づくりを行うことを目的とします。

◆対象

○集落 若狭町内の集落自治会（集落・字）を基本単位として指定します。

ただし、他集落自治体（集落・字）との合同での指定や過去の小地域福祉活動推進モデル事業で指定を受けた集落であっても、より発展的な事業に取り組む集落の指定も可能です。

◆指定期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

◆指定集落募集・指定・助成金交付

- ① 指定集落を希望する場合は、小地域福祉活動推進指定事業申請書を提出してください。申請書は、本会ホームページ(w-shakyo.co.jp)よりダウンロードしていただけます。
- ② 申請が少ない場合や審査結果によっては二次募集をすることがあります。
- ③ 申請書をもとに**申請者が活動内容を説明した上で**、共同募金審査委員会にて**選考**を行い、指定集落を決定します。決定後、速やかに集落へ通知します。
- ④ 指定集落が決定した後、振込みにより助成金を交付します。

※2回目以降の申請・・・前回と同じ申請内容であった場合は助成の対象外とします。

◆指定条件

- ① 住民主体で取り組む意思があること。
- ② 指定期間後も活動基盤を維持し、小地域福祉活動に取り組んでいくこと。
- ③ 区内（福祉関係者および実践者・区役員等）で協議し、少なくとも福祉委員、区役員の賛同が得られること。
- ④ 定期的な集落懇談会を開催できること。
- ⑤ 共同募金運動への参加と協力・広報ができること。
- ⑥ 9月（ボランティア月間）に指定集落としてボランティア活動に取り組むこと。

◆実践内容

その集落に合った取り組みを住民と一緒に考え、取り組んでいきます。

（取り組み例）

- ・ 集落内で発生している個別課題
- ・ 個別支援への取り組み
- ・ 集落内での見守り／支え合い活動
- ・ ふれあいサロン活動
- ・ 安心安全の集落づくり活動（防災／減災活動含む）

◆活動の財源

小地域福祉活動に取り組んでいただくために、活動の財源として共同募金の助成金及び社協会費の一部を使用して助成します。

(1) 助成金の金額

単年度ごとに10万円を上限として、3年間助成します。

(2) 助成金の使い方

① 申請書の目標や現在把握している福祉課題、取り組んでみたい内容を踏まえた上で集落の状況や課題等から今後3年間の活動目標を定め、助成金の使い方について決めてください。

② 所定の報告書にて単年度ごとに報告（清算）してください。

※使い方について制限はありませんが、3年後に住民主体の活動として確かなカタチを残す取り組みのための、大切なお金であることを意識して使用してください。

※財源が若狭町民の皆さまよりお預かりした共同募金及び会費であることについて十分理解し、飲食費に偏った使い方や直接活動に関係ない備品の購入は避けてください。

※提出書類は、期日厳守でお願いします。

③ その他の助成金・補助金との併用について

指定集落の福祉推進活動に必要な対象経費について、その他の補助金・助成金の併用を妨げません。ただし、活動にかかる経費について、明確なすみ分けを行い、同一経費に重複した補助とならないこととします。また、その他の補助金・助成金を併用することで発展的な効果が見込まれるものに限りします。

◆活動報告

年度ごとに、本会が定めた所定の様式を使用して活動状況を報告してください。

◆広報活動

助成決定を受けた集落は、助成事業を実施するにあたり、「赤い羽根共同募金の助成を受けて、この事業を実施しています」と記載する等、積極的に広報（周知）してください。

◆指定集落への支援体制

(1) 各指定集落に担当職員を配置

いつでも活動のバックアップができる様、各指定集落に1名ずつ担当職員を配置します。

(2) 各地域の特性を活かした支援展開

① 地域の課題とその解決に向けた取り組みを住民と一緒に考え、取り組みます。

② 社協主導ではなく、住民（地域）の主体性を尊重し集落の強みを活かすことができるよう支援します。

◆問い合わせ

若狭町社会福祉協議会 パレア若狭本所 地域福祉事業 担当：藪上

TEL：0770-62-9005 Mail:chiikifukushi02@w-shakyo.or.jp